



2024年10月17日

各位

会社名 三益半導体工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 八 高 達 郎
(コード番号 8155 東証プライム市場)
問合せ先 管理本部 副本部長 飯 塚 直 樹
(TEL 027-372-2021)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年9月12日付プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年9月12日当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年10月17日から2024年11月11日まで整理銘柄に指定された後、2024年11月12日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引をすることはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、3,735,310株を1株に併合します。

③ 減少する発行済株式総数

32,123,167株

④ 効力発生前における発行済株式総数

32,123,175株

(注) 当社は、2024年9月12日開催の取締役会において、2024年11月13日付で当社の自己株式3,374,008株を消却することを決定していますので、減少する発行済株式総数は、

当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しています。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

8株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

12株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、信越化学工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2024年11月12日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日前日である2024年11月13日の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株あたりの買付け等の価格と同額である3,700円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しています。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

信越化学工業株式会社

(c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を現預金で確保しているとのことです。公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類として、2024年6月19日時点の公開買付者の残高証明書を提出しており、また、公開買付者によれば、同日以降、1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していな

いとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しています。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2024年11月下旬から12月上旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しています。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は当該裁判所の許可を得て、2024年12月上旬から同月中旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により、当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行ったうえで、2025年2月下旬から3月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでいます。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しています。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

なお、当該変更の内容の詳細は、2024年9月12付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2024年11月14日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として定款第18条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2024年10月17日(木)
整理銘柄指定日	2024年10月17日(木)(予定)
最終売買日	2024年11月11日(月)(予定)
上場廃止日	2024年11月12日(火)(予定)
本株式併合の効力発生日	2024年11月14日(木)(予定)

以上